

2026年度 基礎研修Ⅱオリエンテーション

(一社)愛知県社会福祉士会 生涯研修委員会

基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、日本社会福祉士会生涯研修制度と、認定社会福祉士制度に基づいた全国统一の内容で、実施しています。研修テーマや内容の詳細、事前課題や修了レポート、遅刻早退の扱いなども、全て規定通りに行います。

① 受講期間

- 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの課程を、それぞれ、1年間で修了するのが、基本です。
- 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲそれぞれの課程を、1年で修了できなかった場合には、修了できなかったテーマについて、「延長届」を出し、翌年度以降、「延長受講」することができます。
- 認定社会福祉士を目指す場合には、基礎研修Ⅰ～Ⅲまでを、6年以内で修了しなければなりません。6年以内に修了できない場合、過去の受講分は、認定社会福祉士制度の単位としては失効します。ただし、2020年度は、新型コロナウイルス感染対策で特例が認められました。2020年度を含む受講は、7年以内での修了が必要です。
- 日本社会福祉士会の生涯研修制度(自己研鑽としての受講)としての単位は、失効しません。認定社会福祉士を目指さない場合は、6年間の期限に関係なく、そのまま積み上げることができます。

② 連続性のある講座

- 科目(テーマ群)によっては、受講の連続性が問われる科目があります。
- 受講の連続性は、「募集要項」で、ご確認ください。
- ★自然災害など、特別な理由があった場合には、都道府県社会福祉士会ごとの判断で、募集要項通りではない対応をする場合もあります。この場合は、愛知県社会福祉士会からの案内に従って下さい。

③ eラーニング視聴一覧

- 「募集要項」に記載してあるとおりです。
- eラーニングの受講後、受講証明書を手し、集合研修前に事前提出が必要となりますのでご注意ください。一部、各テーマの受講証明書だけでなく、修了テストの受講証明書の提出を求めるものがありますので、ご注意ください。

④ 事前課題・中間課題・修了レポート

- 事前課題・中間課題・修了レポートについては、事務局よりご案内した「課題提出のご案内」、「課題の提出方法」でご確認ください。(提出方法等にご不安がある場合は、期限の1週間前までに事務局へご相談下さい)
- 提出日時までに、事前提出が必須となっています。期限に間に合わなかった場合、研修が受講できません。十分に気をつけて下さい。**
- 基礎研修は、事前課題・修了レポートが数多く設定されています。各自の予定と考え合わせて、計画的に課題に取り組むことをお勧めします。
- 事前の研修の際に、作成方法・提出日・提出方法の説明を行います。説明日に欠席した場合は、事務局へお問い合わせください。
- 修了レポートは、対象の科目(テーマ群)の講座を全て受講しないと、提出が認められません。修了レポートを提出しないと、基礎研修Ⅱの修了認定が受けられません。

⑤ 欠席の扱いと欠席時の対応

<欠席の基準>

- 合計10分以上の遅刻・早退は欠席の扱いとなります。ご注意ください。
- オンライン研修(Zoom等)では、次の点にご注意ください。
 - ・本人確認および受講状況確認のため、開始前および休憩時間以外は常時カメラをONにして受講してく

ださい。

・運営側でカメラの ON が確認できない場合、または呼びかけに回答がない場合は、欠席扱いとなる場合があります。

<欠席分の「本県での受講」>

○欠席したテーマを「本県」で受講したい場合は、自然災害など特別の場合以外は、翌年度以降に受講(延長受講)して下さい。

<欠席した・出席できないテーマの「県外での受講」>

○欠席した・出席できないテーマについて、今年度中に、他都道府県社会福祉士会が実施する基礎研修Ⅱを受講しても、構いません。ただし、受講する都道府県社会福祉士会が規定する受講料が、別途必要になります。

○愛知県以外の都道府県社会福祉士会での受講を検討する場合、テーマの順番、受講形式(対面かオンラインか、講義が対面かeラーニングか等)、申込方法、申込期日、課題の提出方法等、その都道府県社会福祉士会のホームページなどで開催状況を確認し、当該都道府県社会福祉士会に申し込みをしてください。

○岐阜県・静岡県・三重県での受講希望は、愛知県社会福祉士会事務局に、お問い合わせ下さい。

○岐阜県・静岡県・三重県以外の都道府県社会福祉士会での受講が認められた場合は、その旨、愛知県社会福祉士会事務局にお知らせ下さい。

○東海四県を含む、他都道府県社会福祉士会で受講される場合、「事前課題」は、受講する都道府県に提出してください。

○「修了レポート」は、愛知県社会福祉士会(他都道府県で修了レポートのテーマを受講された場合は、その受講先にも)に必ず提出して下さい。修了認定に必要なためです。締め切り日時にもご注意ください。

○「修了レポート」が未提出のため修了できなかった場合で、次年度以降延長受講で受講する場合、その前提となっているテーマの集合研修から受け直しとなります。

<資料の配布・事後連絡>

○欠席した研修については、資料の配布や会からの事後連絡は行いません。

⑥ 延長受講

○先述の通り、翌年度以降、延長受講の制度が設けられています。認定社会福祉士を目指す場合、基礎研修ⅠからⅢまでを、6年以内(2020年度を含む場合は、例外的に7年以内)で受講を終えることとなっていますので、延長受講を行う際、注意してください。

○延長受講は、年度始めの指定された期間に、申し込みを行ってください。

⑦ オンライン受講に関わる留意点

○本研修では、**パソコンでの受講を推奨**します。タブレットも可能ですが、グループワークでのメンバーの顔が見えにくい、画面共有ができない、など操作性の課題があります。

○Zoomは、頻繁にバージョンアップされています。時々バージョンアップし、なるべく最新版で研修に臨んで下さい。

○Windowsには、時々更新があります。更新作業中には、一定時間、パソコンが利用できない状態になったり、再起動が必要になったりすることがあります。研修当日、勝手に自動更新されないよう、研修前日や前々日などにパソコンを立ち上げ、Windowsが最新版になっているか確認することをお勧めします。

⑧ メールの確認

○毎月の研修のご案内は、研修のある日曜日の前の水曜日までに「オンライン担当者(生涯研修委員)」から配信します。届かなかった方は事務局までご連絡ください。

○研修後もメールにてアンケート用紙や研修フォローの資料の配布なども行います。

⑨ 最後に

生涯研修手帳には「生涯研修は、会員にとって常に専門性の向上と自己研鑽に努めるための義務であり、自主的・主体的に研修に努めることが求められています」と記載されております。

受講者の方のフォローをできるだけ行っていきますので、皆様も期限やルールに沿って1年間頑張ってください。